

諏訪市 すわっこランド

指定管理者募集要項

令和8年8月

諏 訪 市

目 次

1	募集の趣旨	1
2	募集の概要	1
	（1）対象の施設	
	（2）指定の期間	
3	施設の概要	1
	（1）施設の内容	
	（2）施設の運営状況	
	（3）施設の利用状況	
	（4）収入及び支出の状況	
4	施設の中規模改修工事	2
	（1）概要	
	（2）中規模改修工事の内容	
	（3）工事期間	
5	管理の基準	2
	（1）関係法令等の遵守	
	（2）管理業務に関する報告	
	（3）事業計画	
	（4）経理	
	（5）調査、監査等	
	（6）モニタリング	
	（7）業務委託	
6	指定管理者が行う業務の範囲	4
7	指定管理業務に係る経費	4
	（1）指定管理業務に係る経費	
	（2）指定管理料	
	（3）令和9年度の取扱いについて	
	（4）利益の配分	
	（5）施設及び備品の修繕	
8	利用料金	5
	（1）概要	
	（2）利用料金の設定	
	（3）インボイス制度	
9	市と指定管理者の責任の分担	6
10	その他の事項	7
11	応募の条件	7

(1) 応募の資格	
(2) 欠格事項	
1 2 応募手続	8
(1) 申請の方法	
(2) 提出書類作成上の留意事項	
(3) 著作権の帰属等	
(4) 提出書類の情報公開	
(5) 応募に関する経費	
(6) 資料の取扱い	
(7) 説明会の開催	
(8) 質問及び回答	
1 3 選定までの手順	1 0
(1) 選定方法	
(2) 審査の基準	
1 4 候補者の選定	1 1
1 5 指定管理者の指定	1 2
(1) 指定管理者の指定方法	
(2) 指定管理者の公表	
(3) 指定日	
(4) 協定の締結	
1 6 応募事項の問い合わせ先	1 2
【応募に関するスケジュール（再掲）】	1 2

1 募集の趣旨

すわっこランドは、平成 17 年 4 月 6 日にオープンし、本年度に 21 年目を迎えました。令和 7 年度末における総入館者数は 550 万人を超え、市民の健康増進という重要な役割を担うとともに、社会教育施設や観光拠点施設として、当施設は、多くの期待を寄せられています。その反面、独立採算性を要求される営業施設として、民間施設に近い側面を併せ持っています。このような施設の特徴を生かして一層の利用者のサービスの向上を図るとともに、より効果的かつ効率的な運営を実現するため、諏訪市（以下「市」という。）は、平成 24 年度から地方自治法（昭和 22 年法第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理運営に民間事業者等の活力や創意工夫を生かすことができる「指定管理者制度」を当施設に導入しています。

令和 8 年度は、現在の指定管理期間の最終年であることから、令和 9 年度から始まる新たな指定管理期間に向けて、諏訪市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年諏訪市条例第 16 号）に基づき、公の施設の管理運営に積極的に取り組む意欲のある事業者を広く公募し、管理運営に係る創意工夫のある提案を募集します。提案結果は、諏訪市公の施設指定管理者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において審査し、指定管理者の候補者を選定します。その後、市議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者として指定し、令和 9 年 4 月 1 日から指定管理者による管理運営を開始します。

2 募集の概要

（1）対象の施設

名称 諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設「すわっこランド」
所在地 諏訪市大字豊田 732 番地
開設年月 平成 17 年 4 月

（2）指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 施設の概要

（1）施設の内容

区 分	内 容
敷地面積	27,400 m ²
建築面積	2,924.71 m ²
延床面積	4,355.90 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
規 模	地上 2 階建て地下 1 階建て
階層別施設概要	
地下 1 階	機械室、電気室、職員控室、倉庫、貯湯槽
地上 1 階	エントランスホール、事務室、フロント、リネン庫、研修室、トレーニングルーム、男女更衣室、屋内プール（25m プール、流水プール、キッズプール、ホットプール）、屋外 50m プール

地上 2 階	浴室（浪漫（和風）、アロマ（洋風））、飲食コーナー、休憩室、厨房、リラックスルーム、マッサージコーナー、自動販売機コーナー
館外	マレットゴルフ場、駐車場、屋外トイレ

（２）施設の運営状況

開館時間 午前 10 時から午後 10 時まで

休館日 木曜日 （マレットゴルフ場は、休館日も利用することができます。）
ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設けることができます。

（３）施設の利用状況

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数（人）	219,320	231,210	242,400	244,684
営業日数（日）	312	313	307	309

（４）収入及び支出の状況

別添資料を参照のこと。

4 施設の中規模改修工事

（１）概要

本施設は、建設から 20 年以上が経過し、施設や設備の経年劣化が進んでいることから、施設の長寿命化を図るため、中規模改修工事の実施を予定しています。

（２）中規模改修工事の内容

必要な改修内容のうち、緊急性が高く、施設の休館が必要となる以下の内容を実施する予定です。

- ・浴室のリニューアル改修
- ・外壁改修
- ・電気設備の更新（受電設備、高圧ケーブル等）
- ・機械設備の更新（浴室改修に係わる機械設備、空気調和設備の一部等）

（３）工事期間

現時点では、令和 9 年 9 月から令和 10 年 3 月までの約 7 ヶ月間、全館を休館して工事を行うことを想定しています。この期間には、休館準備、工事実施及び再開準備の各期間を含むものとします。なお、法定点検等の長期にわたる休館を要する保守点検は、工事期間中に行うものとします。

5 管理の基準

（１）関係法令等の遵守

- ① 指定管理者は、本施設の管理を行うに当たり、諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設

条例（平成 16 年諏訪市条例第 18 号。以下「条例」という。）及び諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設管理規則（平成 16 年諏訪市規則第 23 号。以下「規則」という。）の規定に従わなければならない。

② 指定管理者は、諏訪市情報公開条例（平成 11 年諏訪市条例第 1 号）の趣旨にのっとり、保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めることとします。

③ 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）、諏訪市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年諏訪市条例第 24 号）、諏訪市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 4 年諏訪市規則第 28 号）等の規定を遵守しなければならない。すわっこランドの管理業務を通じて取り扱う個人情報（法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、当該個人情報の保護及び漏洩等の防止を図るため、保有する個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護に関し、諏訪市と同様の責務を有するものとし、個人情報の保護のために必要な措置を講ずることとします。

④ 上記のほか、地方自治法及びその他関係法令を遵守するものとします。

（2）管理業務に関する報告

指定管理者は、諏訪市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 8 条の規定により、毎年度終了後 60 日以内に、事業報告書を作成し、市に提出しなければならないものとし、また、指定管理者は、毎月、前月の管理業務に係る実施状況及び利用状況を報告しなければならないものとし、

また、指定管理者は、毎月、前月の管理業務に係る実施状況及び利用状況を報告しなければならないものとし、

（3）事業計画

指定管理者は、本施設の管理に関する翌年度の事業計画書を作成し、毎年 2 月 28 日までに市に提出しなければならないものとし、

（4）経理

指定管理者は、管理運営業務の遂行に関して別に会計を設け、経理を明確にしなければならないものとし、

（5）調査、監査等

市は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとし、

また、指定管理者の出納その他の事務の執行については、地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、市監査委員による監査の対象になります。

（6）モニタリング

指定管理者による施設の適切な管理運営と市民サービスの向上を目的として、市及び指定管理者は「諏訪市指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施要領」に基づき、モニタリングを実施します。指定管理者は、市が指定する報告書を提出する必要がある、管理運営が適切でないと認められる場合は、市は指定管理者に対して改善指示等を行います。

なお、モニタリングの結果は、毎年、モニタリング評価結果としてとりまとめ、諏訪市ホームページ等で公開します。

(7) 業務委託

なお、指定管理者は、設備保守点検等の業務の一部を市と協議の上、第三者に委託することはできますが、すわっこランドの基幹業務を委託すること及び施設の指定管理業務の全てを第三者に委託すること並びに指定管理者業務に係る権利を第三者に譲渡することはできません。

6 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の概要は、概ね以下のとおりとし、詳細は、別に定める管理業務仕様書に記載します。

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他業務

その他施設の管理運営に関して市長が必要と認める業務

7 指定管理業務に係る経費

(1) 指定管理業務に係る経費

指定管理業務に係る経費は、年度ごとに収支予算書に記載してください。施設の管理運営に当たり、本社経費を計上する場合は、その算定根拠を明示してください。なお、収支予算書で提案した本社経費は、指定期間中、原則として変更はできません。ただし、社会経済情勢の変化その他やむを得ない事情により変更が必要となる場合は、その理由及び算定根拠を示した上で市と協議するものとし、詳細は協定書で定めます。

(2) 指定管理料

市は、利用料金その他の収入のみでは施設の管理運営が困難である場合には、収支計画に基づき、その不足額を基本として指定管理料を支払います。指定管理料は、原則として年度ごとの定額方式とし、年度終了後の精算は行いません。ただし、中規模改修工事の実施その他、市の責めに帰すべき事由により管理運営条件に著しい変更が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、必要な見直しを行うことがあります。なお、市が支払う指定管理料には、消費税及び地方消費税を含むものとします。

提案する指定管理料は、収支計画書に記載してください。実際の指定管理料は、提案に基づき市と協議の上、支払方法等の詳細と併せて、協定書で定めます。

(3) 令和9年度の取扱いについて

令和9年度は、中規模改修工事に伴い約7か月間の全館休館を予定していることから、事業計画及び収支計画は、営業期間と休館期間を区分して作成してください。

収支計画書は、営業期間及び休館期間ごとの収入及び支出の内容が分かるように、任意様式にて作成してください。

休館期間中においても、仕様書に定める施設の維持管理業務、工事に伴う連絡調整、休

館準備及び再開準備業務並びにマレットゴルフ場の管理運営業務を実施することを前提として、必要な経費を計上してください。

なお、休館期間中の水道料金、下水道使用料、温水料金、電気料金及びガス使用料は市が負担するため、収支計画には計上しないものとします。

また、休館期間中の人件費については、休館期間中も従事する職員に係る人件費のほか、雇用維持を目的として支給する休業手当を指定管理料に計上することができます。

休業手当相当額は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 26 条の規定を踏まえ、応募者が提案する通常営業時の人員配置計画、雇用形態及び勤務条件を基礎として、休館期間中に勤務を要しないこととなる職員について、通常勤務していたと見込まれる勤務予定日数に応じて算定してください。なお、支給率は平均賃金の 60 パーセントを下回らないものとして積算してください。

休館期間中に必要となる人員配置については、施設管理、利用者対応、その他休館期間中の業務を適切に実施できる体制の確保を前提として、応募者の提案によるものとします。ただし、利用者対応、電話対応、市及び工事業者との連絡調整等を行うため、原則として、諏訪市役所の開庁日には、少なくとも 1 名を常駐させるものとします。

（４）利益の配分

指定管理者は、本施設の管理運営に係る当該年度の総収支を基に算定した純利益額を、以下の区分に従い市に納付するか、または本施設の設備更新、修繕、備品更新、サービス向上のための投資、その他市が認める再投資に充てるものとします。なお、納付方法等の詳細については、協定書で定めます。

当該年度 純利益額（税引き前）	納付額又は再投資額
500 万円以下	0 円
500 万円を超え 1,000 万円以下の場合	純利益額の 30%
1,000 万円を超える場合	純利益額の 50%

（５）施設及び備品の修繕

施設・設備、備品の経年劣化等による修繕等について、原則として指定管理者の負担によるものとしますが、一施設につき一件、設備 70 万円以上、備品 50 万円以上は市が負担するものとします。

8 利用料金

（１）概要

本施設は、指定管理者の経営努力を促すとともに、指定管理者及び市の事務の効率化を図るため、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定による「利用料金制度」を採用し、利用料金は、指定管理者の収入として取り扱います。

利用料金の額は、条例第 8 条に規定する使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとします。なお、条例は、令和 8 年 6 月に別添資料のと

おり改正を行い、施行日は、令和 9 年 4 月 1 日となります。

(2) 利用料金の設定

利用料金は、以下の項目に基づき、利用料金計画表（別紙様式 2）に記載の上、提案をしてください。収支予算書等の申請書類は、提案する利用料金に基づき、作成をしてください。なお、新たに区分等を設けることはできません。

- ①令和 9 年度の利用料金は、おとな平日 1 回券は上限額を 800 円とし、その他の区分は、提案する 1 回券の金額を基準とし、改正後の使用料の範囲内において、提案をしてください。
- ②令和 10 年度以降の利用料金は、改正後の使用料の範囲内において、提案をしてください。
- ③指定期間内において利用料金の改定を行う場合には、利用者の急激な負担増加を緩和するため、段階的に行うように、提案をしてください。
- ④利用料金は、消費税が課税となるため、消費税込みの額となります。

(3) インボイス制度

利用料金等（自主事業を含む）の請求に当たっては、インボイス制度（適格請求書等保存方式）により、インボイス（適格請求書）の交付をするものとします。

9 市と指定管理者の責任の分担

市と指定管理者との責任分担は概ね下記の表のとおりとし、詳細は協定で定めます。

項 目	内 容	指定管理者	市
包括的責任	施設設置者、所有者としての包括的責任 （管理瑕疵を除く）		○
運営管理	企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、利用促進、健康増進事業及び自主事業等	○	
維持管理	施設管理、物品管理、安全衛生管理、清掃	○	
施設、設備、備品等の修繕	事故、火災、災害等によるもの （管理上の瑕疵がない場合）		○
	施設等の管理上の瑕疵による損害	○	
	第三者による行為で相手方が特定できないもの	両者協議	
	経年劣化によるもの（小規模なもの） ※施設・設備：70 万円未満、備品：50 万円未満	○	
	経年劣化によるもの（上記以外）		○
	消耗品、小規模備品の補給等	○	
利用者、第三者への損害賠償	指定管理者の管理業務上の瑕疵に起因するもの	○	
	施設・設備の瑕疵に起因するもの	○	
	上記以外の理由によるもの	両者協議	
物価変動	人件費、消耗品費等物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	

- ※1 指定管理者の故意又は過失若しくは契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損や滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入、修繕を行うものとします。
- ※2 引渡し前の施設の修繕については、指定管理者と協議の上、修繕の必要性は市が判断し、施設のサービス内容に影響を及ぼさない箇所等の修繕は見送る場合があります。
- ※3 備品（市所有）の更新、新規購入及び廃棄の必要性については、市が判断します。

1 0 その他の事項

- (1) 市は、すわっこランドの施設等及びすわっこランドにあらかじめ備え付けられた備品等（市の所有に係るものに限る）を指定管理者に無償で使用させることとします。
- (2) 備え付けの備品以外で必要となった事務機器等は、指定管理者が設置してください。その場合において、使用料等が発生する場合は、指定管理者において負担してください。

1 1 応募の条件

法人その他の団体（法人格は不問。個人での応募は不可。）（以下「法人等」という。）で、次の要件を満たしていることとします。

(1) 応募の資格

- ① 健康増進施設及び温水プール等類似施設に関する管理運営業務の知識と経験を有し、すわっこランドの管理運営業務を円滑に、かつ、安定して遂行できる能力を有していること。
- ② 健康増進施設及び温水プール等類似施設の運営実績があること。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市内における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- ④ 長野県又は県内各市町村から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による手続きをしているものでないこと。
- ⑥ 所得税、法人税、消費税及び地方消費税及び市税等の滞納がないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑧ 宗教活動又は政治活動を主たる目的として活動していないこと。
- ⑨ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者及び管理人を含む）のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 市議会議員
 - ウ 市長及び副市長
 - エ 地方自治法第 180 条の 5 に規定する市の各種委員
 - オ 破産者
 - カ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

キ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 欠格事項

- ① 複数の事業計画書を提出した場合
- ② 申請者等が選定に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

1 2 応募手続

(1) 申請の方法

すわっこランドの指定管理者に応募しようとする者は、次により本要項所定の応募書類を受付窓口に提出してください。

応募書類 配布期間	令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 9 月 9 日（水）まで、市ホームページに掲載します。 https://www.city.suwa.lg.jp/
受付期間 及び時間	令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 9 日（水）まで 時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで（土、日を除く）
応募書類の 提出方法	応募書類は持参または郵送すること。郵送による提出の場合は書類到達の確認が可能な書留等で送付すること。 <u>締切日必着</u> 提出先：諏訪市健康推進課（諏訪市保健センター内）
応募書類	本要項に記載する指定管理指定申請書ほか各種提出書類 ① 指定管理者の指定申請書（様式第 1 号） （共同事業体の場合は、構成書を添付） ② 指定期間内における事業計画書（年度別に 5 年間） （様式第 2 号） ③ 様式第 2 号に伴う収支予算書（年度別に 5 年間）（任意様式） 総括表及び年度別の内訳 ④ 自主事業計画書（自由様式） ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類 ⑥ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 ⑦ この申請書を提出する日の属する年度の事業に係る収支予算書及び事業計画書 ⑧ 団体の経営状況を説明する書類（直近 1 年分） ▼ 収支決算書 ▼ 事業報告書 ▼ 貸借対照表 ▼ 損益計算書

	▼ 財産目録 ⑧ 納税証明書（直近 1 年分） 国税、都道府県民税及び本店所在地の市町村税について、滞納がないことを証する書類（発行後 3 か月以内のもの） ⑨ 類似施設等の運営実績（1 1（1）②記載）に関する類似施設運営実績表（任意様式） 施設名、所在地、事業内容、指定管理（受託）期間 ⑩ 役員名簿及び履歴書（任意様式） 役員氏名、生年月日、略歴（職歴） 役員には、監査役を含む。 ⑪ 当該法人等概要書（設立趣旨、事業内容のパンフレット等、概要がわかるもの） ⑫ 応募資格要件を満たしていること等の申立書（別紙様式 1） ⑬ 利用料金計画表（別紙様式 2） ※市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合があります。 ※②③の令和 9 年度分は、営業期間と休館期間を区分すること
提出部数	8 部 ▼正本 1 部、副本 7 部（副本はすべてコピーで可）
受付窓口	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 〒392-0027 諏訪市湖岸通り 5-12-18 諏訪市保健センター内 電話 0266-52-4141（内 591） Fax 0266-58-0019

注 1：指定日に遅延等の場合、原因の如何を問わず、市では一切受け付けません。

注 2：窓口へ持参の場合は、事前に担当にご連絡ください。

（2）提出書類作成上の留意事項

提出書類は、パンフレット等を除き原則として全て A4 判（印刷の方向：縦向き、文字の方向：横書き）で作成し、縦型ファイルに左綴じにて提出してください。

（3）著作権の帰属等

応募書類等の著作権は、応募法人等に帰属します。ただし、諏訪市は、指定管理者決定の公表等必要な場合には、応募書類等の内容が無償で利用できるものとします。また、提出書類は理由の如何を問わず返却しませんのでご承知ください。

（4）提出書類の情報公開

指定管理者に関する情報については、市に情報公開請求があった場合には、透明性の確保の観点から、諏訪市情報公開条例の規定に従い、提出された書類について開示する場合があります。

（5）応募に関する経費

応募に関する必要な経費は、応募法人等の負担とします。

(6) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を一切禁止します。

(7) 説明会の開催

すわっこランドの施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次のとおり説明会を開催します。

- ① 日 時 令和8年8月20日(木) 午前10時から
- ② 場 所 すわっこランド(施設の説明会の後、施設見学会を実施します。)
- ③ 申込方法 令和8年8月18日(火)までに **Fax** 又は電子メールにより、別紙説明会参加申込書に必要事項を記入の上、諏訪市健康推進課(諏訪市保健センター内)まで申し込んでください。
- ④ 申込先 諏訪市 健康推進課 〒392-0027 諏訪市湖岸通り 5-12-18
Tel : 0266-52-4141 (内 591) Fax : 0266-58-0019
電子メール : kenkou@city.suwa.lg.jp

(8) 質問及び回答

- ① 質問の提出 令和8年8月3日(月)から令和8年8月21日(金)まで、健康推進課宛てに、随時、電子メール又は **Fax** にて提出してください。
- ② 質問への回答 令和8年8月28日(金)までに、順次、ホームページへの掲載又はメールにより、回答します。

1.3 選定までの手順

(1) 選定方法

「諏訪市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第4条の規定に従い、選定審査会が審査し、市長が選定します。

(2) 審査の基準

審査は、事業計画書、収支計画書、自主事業計画書等応募書類に基づき、次の審査項目について行います。

審査項目	審査の視点	配点
① 事業方針について	事業計画の内容が施設の設置目的に合致しており、公共としての倫理性や法令遵守について理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	5
② 施設管理方針について	法人等の経営状況や活動内容、類似施設の運営状況から判断して、施設の管理者としてふさわしいか。	10
	利用料金は、利用者の急激な負担増加を緩和する段階的な改定が計画されているか。	15
	施設の運営に関する業務や自主事業は、新たな付加価値を創出し、利用者へのサービス向上や集客力アップにつながる実現性のある魅力的な提案がなされているか。	10
	施設の利用促進のための広報活動に関する効果的な取組の提案	15

	がなされているか。また、中規模改修における浴室リニューアル後の利用促進策に関する提案がなされているか。	
	市民への割引制度等の市民サービスに関する魅力的な提案がなされているか。	5
	管理運営全般について、定期的に評価し改善に結びつける方策がとられているか。	5
③ 中長期的な施設管理計画について	指定期間全体を見据え、安定した資金計画、施設管理計画がなされているか。また、市が示す運営方針や管理基準等に適合しており、業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方が適切であるか。	10
④ 個人情報の保護について	個人情報保護、パソコンの管理方法等セキュリティ対策をしているか。(職員への周知、書類の保管、適正利用等)	5
⑤ 利用者の要望対応等について	利用者の要望、意見、苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられており、障がい者、子ども、高齢者の立場で利用への配慮や工夫をしているか。	5
⑥ 緊急時の対策、防犯・防災対策について	緊急時の連絡体制や市への通報、防犯・防災対策、事故防止についてのマニュアルの整備がされており、迅速で適切な行動がとれる訓練がなされるか。	5
⑦ 事故防止について		
⑧ 地域及び他の施設との連携について	地域や関係団体と緊密に連携を図り、管理運営を行うことができるか。	10
⑨ 職員配置・確保等について	労務管理規程を整備し、業務遂行に必要な職員体制や配置人員が適切であり、現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は明確であるか。また、職員の専門的知識、技能を向上させる人材育成体制は講じられているか。	5
⑩ 職員会議・研修について		
⑪ 経理及び備品の管理について	事務や会計処理の基準等に従い帳簿や台帳整備等の経理を行い、情報公開や監査に対して適切に処理することができるか。また備品の管理について適正か。	5
⑫ 効率的な運営について	経費の縮減及び効果的な管理運営のための創意工夫が、提案されている指定管理料に反映されているか。	10

1.4 候補者の選定

選定委員会から推薦された者のうち、最も評価の高かった応募法人等を指定管理者の候補者として選定し、その結果を文書によりすべての団体に通知するとともに、諏訪市ホームページにて公表します。ただし、公表することにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとします。

1 5 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定による市議会の議決を経て、市長が指定します。

(2) 指定管理者の公表

指定管理者の指定については、管理者に文書にて通知するとともに、諏訪市ホームページにて公表します。

(3) 指定日

令和 9 年 4 月 1 日

(4) 協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、管理運営業務に関し、指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結します。また、協定書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

1 6 応募事項の問い合わせ先

諏訪市健康福祉部健康推進課：担当 浜、笠原

〒392-0027 諏訪市湖岸通り 5-12-18 諏訪市保健センター内

Tel : 0266-52-4141 (内 591) Fax : 0266-58-0019

電子メール : kenkou@city.suwa.lg.jp

【応募に関するスケジュール (再掲)】

内 容 等	期 日 等	場 所
要項等配布	令和 8 年 8 月 3 日 (月) から 令和 8 年 9 月 9 日 (水) まで	市ホームページへの掲載
施設説明会	令和 8 年 8 月 20 日 (木) 時間：午前 10 時～正午まで	すわっこランド 1 階研修室 ※令和 8 年 8 月 18 日 (火) までに説明会参加申込書を FAX 又は電子メールにて提出してください。
質問の受付	令和 8 年 8 月 3 日 (月) から 令和 8 年 8 月 21 日 (金) まで	質問は、随時、電子メール又は Fax にて提出してください。提出された質問は、令和 8 年 8 月 28 日 (金) までに順次ホームページへの掲載又はメールにより回答します。
申請受付	令和 8 年 8 月 31 日 (月) から 令和 8 年 9 月 9 日 (水) まで 時間：午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで (土・日を除く)	諏訪市健康推進課(諏訪市保健センター内) ※郵送による提出の場合は書類到達の確認が可能な書留等で送付してください。 <u>締切日必着</u>

選定審査会	令和 8 年 9 月 29 日（火） 時間：午後 1 時から ※募集の状況により変更となる場合があります。	諏訪市役所 3 階 302 会議室 申請者は「諏訪市公の施設指定管理者 選定審査会」において企画提案説明を していただきます。
選定結果の通知	令和 8 年 10 月中旬	申請団体宛て通知
議会の議決	令和 8 年 12 月定例会	